

身体拘束等の適正化のための指針

1 施設・事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないサービスの実施に努める。

2 身体拘束等適正化委員会及びその他施設内の組織に関する事項

(1) 身体拘束等適正化委員会の設置及び開催

適正な身体拘束等に努める観点から虐待防止委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。委員会は、原則 1 月、4 月、7 月、10 月に開催し、下記について協議する。

- ・身体拘束の適正化のための指針の整備に関すること
- ・身体拘束の適正化のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待身体等について、職員が相談並びに報告できる体制整備に関すること
- ・職員がやむを得ず身体拘束を行った場合に、行政機関への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・身体拘束等を要する事態の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(2) 委員会の構成員

委員会の運営責任者（委員長）は、株式会社 SALUS の役員から選出し構成員は生活支援員等、施設・事業所の職員から委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者を選出し構成する。

(3) 他の委員会との連携

虐待防止委員会などと、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合がある。

(4) 会議の実施方法

会議の開催には、原則対面とするが、状況に応じてテレビ会議システムなどを活用する場合がある。

3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束の適正化のための職員研修を原則年 1 回および新規採用時に実施する。研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び身体拘束の適正化の徹底を目指すものとする。研修の実施内容については、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存する。

4 施設・事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等の事案が生じた場合には、その全ての案件を虐待防止委員会に報告するものとする。この際、委員長が、定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集するものとする。

5 虐待発生時の対応に関する基本方針

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束等を行うときには、担当職員又は関係者で身体拘束等の必要性や原因・解決方法を検討し、支援決定会議において組織として慎重に検討・決定する。

身体拘束等を行う場合には、個別支援計画に身体拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を個別支援計画書の備考欄に記載する。

② 本人・家族への十分な説明

身体拘束等を行う場合には、手続きの中で、様式1（身体拘束に関する説明書）を用いて適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることとする。

③ 行政への相談・報告

身体拘束等を行う場合、市町村の障害者虐待防止センター等、行政機関に相談・報告する。

④ 必要な事項の記録

身体拘束等を行った場合には、様式2「身体拘束等に関する経過観察・再検討記録」にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録する。

また、継続して身体拘束等の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束等の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討する。身体拘束等の観察と検討の結果、身体拘束等を解除した場合、直近の虐待防止委員会等で報告のうえ適正かどうか等について審議する。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者や家族等が自由に閲覧できるように、施設・事業所内に常設し、また、ホームページに公表する。

7 その他身体拘束の適正化の推進のために必要な基本方針

「3 身体拘束の適正化のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される身体拘束の適正化に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図る。

附則

本指針は、令和5年11月1日より施行する。

緊急時など、やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

- あなたの状態が下記の A、B、C をすべて満たしているため、緊急時など、やむを得ず下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- 入居者（利用者）本人又は他の入居者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- 身体拘束その他の行動制限が一時的である

| | |
|-----------------------|----------------------|
| 個別の状況による拘束の必要な理由 | |
| 身体拘束の方法（場所、行為（部位・内容）） | |
| 拘束の時間帯及び時間 | |
| 特記すべき心身の状況 | |
| 拘束開始及び解除の予定 | 月 日 時 から 月 日 時 まで |

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

株式会社 SALUS 代表取締役 貴志 唯 印
記録者 印

（利用者・家族の記入欄）

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏名 印（続柄 ）

身体拘束等に関する経過観察・再検討記録

利用者名： _____

身体拘束等実施者： _____

| 発生 年月日 | 日々の心身の状態等の観察・再検討結果 | 虐待防止委員会 開催日・審議内容 | 確認者 サイン |
|-----------|--------------------|---------------------|------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(コメント記入欄)

| |
|--|
| |
|--|